

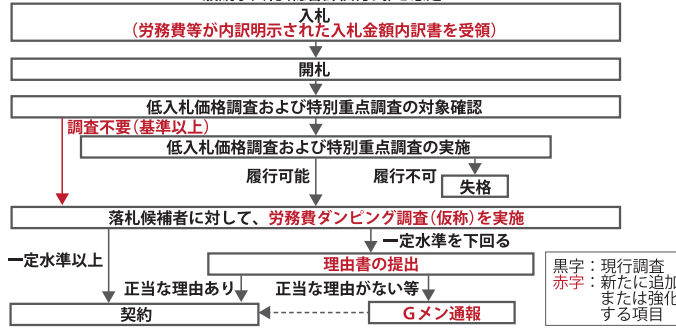
労務費

入札段階で内訳調査

国交省 方針 ダンピング対策強化へ

国土交通省は第3次担い手3法の趣旨を踏まえ、公共工事で適正な労務費を確保する目的でダンピング対策を強化する。元請が提出する入札金額内訳書で労務費の明示を新たに求めるのに合わせ、現行の低入札価格調査制度・最低制限価格制度にプラスして「労務費ダンピング調査（仮称）」を導入する方針だ。地方自治体を含む公共工事全体での展開を視野に、発注者向けに調査方法などの指針を用意。発注者の積算に照らし、見積もられた労務費が適正かどうかを判断できるように、直轄工事などの積算システムの改修も見込む。

ダンピング対策の強化の方向性（低入札価格調査を導入している場合のイメージ）
一般競争入札（総合評価方式）を想定



26日に開いた中央建設業審議会（中建審）の「労務費に関する基準（標準労務費）」に関するワーキンググループで、公共工事に「入り口」でダンピング対策を強化。実際に支払う「出口」の段階で建設GMの運用や、契約当事者間の賃金支払いを約束する「コミットメント」の活用、直轄工事で試行する賃

金支払いの確認などに当てる。労務費の見積もり規制の年内施行と同時に、改正公共工事入札契約適正化法（入契法）で建設業者に労務費や必要経費を記載した入札金額内訳書の提出を義務化する。労務費ダンピング

グ調査では、内訳明示された労務費が著しく低いかどうか発注者として確認。労務費額が一定水準を下回り、省人化による効率化などの正当な理由がない場合、建設Gメンに通報する流れを想定する。

現状では発注者の積算システムが工種ごとの労務費内訳まで見える形となっていない。そこで労務費を把握できるよう積算システムを改修し、確認を簡素化する方向で検討する。最終的には材工分離の見積もりが定着することで入札・契約時に労務費が可視化され、入札参加者が自ら実態に即して積算単価や工期を算定するような絵姿を描く。自治体発注工事を念頭に、適正な予定価格の設定も徹底する。設計金額の一部を切り下げて予定価格にする「歩切り」の実態をフォローアップする考え。資材単価に不透明な乗率を設定する「単価歩切り」や設計など業務発注も含めた調査に乗り出す。直轄工事と比べて発注ロットが小さいことや地域特有の事情から、独自の歩掛かりを設定している自治体の調査にも着手。予定価格の正確な算出につながる好事例を周知、水平展開する。

が26日に東京都内で会合を開き、「建築物の木材の利用の促進に向けた措置の実施状況」を取りまとめた。国と建設関係団体や民間企業などとの「建築物木材利用促進協定」は24年12月末時点で、大成建設グループや安藤ハザマ、前田建設、鹿島・かたばみグループなど25社・グループと締結した。協定に基づき木造・木質化した建物は632棟。木材使用量は計3万1453立方メートル、炭素貯蔵量は2万1207ト相当に上った。

24年度の木材利用状況を見ると、低層住宅は約8割が木造だが、低層非住宅は15・5%、中高層建物は0・1%未満にとどまり、非住宅分野の木造化は依然として進んでいない。同年度に完成した中高層木造建築の総床面積は約3・1万平方メートルだった。

同本部は、4階建て以上の中高層建築物を「積極的に木造化を促進する公共建築物」に追加。国土交通省は建築基準法を改正し、防火規制を24年4月に緩和。構造規制は4月に緩和する。林野庁と共同で木造4階建ての事務所や共同住宅をモデルにした構法と部材供給の枠組みを26日に公表した。法令、基準などの面での木質化促進の環境づくりを進める。

建築用木材 自給率 半世紀ぶり50%超

23年度 政府集計 中高層の木質化促進

2023年度の国内建築用木材の自給率が半世紀ぶりに50%を上回ったことが、政府の集計で分かった。総需要約2926万立方メートルに対し、国内生産量が55・3%に当たる約1618万

立方メートルとなった。政府は4階建て以上の中高層建築物の木造・木質化を促すため、建築基準法の構造規制を4月に緩和するなど木材利用促進策をさらに展開する。農林水産省ら関係省庁で

つくる木材利用促進本部（本部長・江藤拓農水相）

少額随契の 基準額引き上げ

4月1日から
工事400万円に

政府は、国の契約で予定価格が少額の場合に選択できる「少額随意契約」の基準額を引き上げる。ここ数年の物価上昇などを踏まえた対応。工事の場合、現行は予定価格250万円以下で少額随契を選択可能としているが、400万円以下に見直す。

25日に予決令（予算決算および会計令）などを改正する政令を閣議決定した。4月1日に施行する。地方

自治体の基準額も同日から引き上げる。

基準額は1975年以降、物価が長く安定的に推移してきたことなどから改定されていなかった。ただ

コロナ禍後の物価高騰で企業物価指数が前回改定時から1・5倍を超えて上昇。各省庁からも契約事務の簡素化の観点から基準額を引き上げるべきとの要望が強くなった。

国と都道府県、政令市は同じ基準額を適用している。工事だけでなく製造契約や財産の買入れ、物件の借り入れ、財産の売り払い、物件の貸し付け、その他の契約で、それぞれ基準額を引き上げる。政令市を除く市区町村では、工事の基準額を現行の130万円から200万円に見直す。